

総合評価方式一般競争入札の
評価基準に関するQ&A

(令和6年4月1日更新)

福島市

目 次

1 国及び地方公共団体が発注する工事での過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	2
2 国及び地方公共団体が発注する工事で過去5年間の同種工事のうち直近の成績評定点	3
3 過去5年間の優良工事表彰の有無(福島県優良建設工事表彰又は福島市優良建設工事表彰)	4
4 国及び地方公共団体が発注する工事の前年度における週休2日確保工事の実施実績の有無	4
5 主任(監理)技術者の保有する資格	5
6 過去5年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	5
7 過去10年間の災害協定に基づく活動実績の有無	6
8 過去3年間の除雪契約の有無	6
9 当該工事の市内業者の下請状況	7
10 過去3年間の市内における清掃活動等のボランティア活動実績の有無	8
11 申請日時点で建設キャリアアップシステム(CCUS)の導入の有無	9
12 福島県次世代育成支援企業認証制度による認証の有無	9
13 「福島市働く女性応援企業認証」取得の有無	9
14 「福島市障がい者雇用推進企業認証」取得の有無	10
15 「福島市消防団協力事業所」認定の有無	10
16 過去3年間において新卒者、離職者の雇用実績の有無	10
17 申請日時点で3か月以上継続して雇用している女性建設労働者の有無	11
18 前年度における女性技術者の配置の有無	11

1 国及び地方公共団体が発注する工事での過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無

No	質問	回答
1	10年間とは、いつからいつまでですか。	対象期間は公告に記載のとおりです。 公告日が属する年度の直前10年間が対象のため、例えば、令和5年5月1日公告の案件については、平成25年4月1日から令和5年3月31日までが対象期間となります。
2	対象期間が10年間でない場合がありますか。	特殊な工法の工事である等、必要が認められる場合に限り、対象期間を20年とします。 また、実績については民間企業発注工事も評価の対象とします。
3	いつの時点が該当していればよいですか。	竣工した工事を対象としており、完成検査日(コリンズでは実績内容確認年月日と記載)で判断しています。
4	年度をまたぐ工事はどのように扱われますか。	発注年度に関わらず、工事完成検査後に、完成が認められた日の属する年度に計上します。
5	同種工事・類似工事とは何ですか。また、増額や減額の変更契約によって請負金額が変更された工事はどのように扱われますか。	同種工事とは、発注工事と同じ工事種別・同規模以上の工事とし、類似工事とは、同種工事の1/2以上の規模の工事とします。 また、請負金額に変更のあった案件については、最終請負金額で判断します。
6	共同企業体による受注の場合、施工実績はどのように扱われますか。	出資割合による按分後の金額を契約金額として扱います。
7	村や町発注の工事を請け負いましたが、成績評定点が付与されませんでした。施工実績として認められますか。	成績評定点が付与されていないものは、施工実績として認められません。

8	工事实績を証明する書類は何ですか。	<p>コリンズの写し、又は契約書の写し及び工事履行証明書等を提出してください。</p> <p>また、当該工事に係る工事成績評定通知書等の提出のないものは、施工実績として認められません。</p> <p>ただし、過去5年以内の工事請負契約で、福島市発注工事(水道局発注を除く)の工事成績評定については、工事成績評定通知書の提出を省略することができます。</p>
---	-------------------	--

2 国及び地方公共団体が発注する工事で過去5年間の同種工事のうち直近の成績評定点

No	質問	回答
1	5年間とは、いつからいつまでですか。	対象期間は公告に記載のとおりです。公告日が属する年度の直前5年間が対象のため、例えば、令和5年5月1日公告の案件については、平成30年4月1日から令和5年3月31日までが対象期間となります。
2	いつの時点が該当していればよいですか。	竣工した工事を対象としており、完成検査日(コリンズでは実績内容確認年月日と記載)で判断しています。
3	年度をまたぐ工事はどのように扱われますか。	発注年度に関わらず、工事完成検査後に、完成が認められた日の属する年度に計上します。
4	民間企業発注工事の実績も対象となりますか。	対象となりません。民間企業発注工事の実績の場合、得点は0点とします。
5	成績評定点の満点点数が100点以外の場合にはどのように扱われますか。	100点満点で換算(小数点第2位以下を切捨て)した点数で判断します。

3 過去5年間の優良工事表彰の有無(福島県優良建設工事表彰又は福島市優良建設工事表彰)

No	質問	回答
1	5年間とは、いつからいつまでですか。	対象期間は公告に記載のとおりです。 公告日が属する年度の直前5年間が対象のため、例えば、令和5年5月1日公告の案件については、平成30年4月1日から令和5年3月31日までが対象期間となります。
2	いつの時点が該当していればよいですか。	発注年度や竣工日に関わらず、対象期間内に優良工事表彰を受けたものが対象となります。

4 国及び地方公共団体が発注する工事で前年度における週休2日確保工事の実施実績の有無

No	質問	回答
1	前年度とは、いつですか。	対象年度は公告に記載のとおりです。 公告日が属する年度の前年度が対象のため、例えば、令和5年5月1日公告の案件については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までが対象期間となります。
2	いつの時点が該当していればよいですか。	発注年度や竣工日に関わらず、証明書の有効期間が対象期間内のものが対象となります。
3	証明書の有効期間はどのくらいですか。	証明書の有効期間は、発行日から1年間です。 例えば、令和5年5月1日に発行した証明書は、令和6年4月30日まで有効として取り扱います。
4	対象となる工事種別はありますか。	工事種別を問わず、週休2日の実績を評価しています。

5 主任(監理)技術者の保有する資格

No	質問	回答
1	資格を保有して10年以上とは、どのように考えればよいですか。	対象となる資格の取得年月日から、10年間以上保有していれば対象となります。
2	対象となる資格は何ですか。	発注工事に応じた工事種別の1級施工管理技士又は技術士が対象となります。
3	配置予定技術者は途中で変更することができますか。	原則は変更できません。 病気、死亡、退職などやむを得ない理由がある場合は、同等以上の実績のある技術者を配置し、適切な事務処理を行ってください。

6 過去5年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無

No	質問	回答
1	5年間とは、いつからいつまでですか。	対象期間は公告に記載のとおりです。 公告日が属する年度の直前5年間が対象のため、例えば、令和5年5月1日公告の案件については、平成30年4月1日から令和5年3月31日までが対象期間となります。
2	いつの時点が該当していればよいですか。	竣工した工事を対象としており、完成検査日(コリンズでは実績内容確認年月日と記載)で判断しています。
3	年度をまたぐ工事はどのように扱われますか。	発注年度に関わらず、工事完成検査後に、完成が認められた日の属する年度に計上します。
4	配置予定技術者が同種工事・類似工事を施工していたことを証明する資料は何ですか。	コリンズの写し、又は契約書の写し及び工事履行証明書等を提出してください。 「主任技術者」、「監理技術者」など記載が確認できるものであることとします。

7 過去10年間の災害協定に基づく活動実績の有無

No	質問	回答
1	10年間とは、いつからいつまでですか。	対象期間は公告に記載のとおりです。 公告日が属する年度の直前10年間が対象のため、例えば、令和5年5月1日公告の案件については、平成25年4月1日から令和5年3月31日までが対象期間となります。
2	いつの時点が該当していればよいですか。	災害協定に基づく活動の実績期間が、対象期間内のものが対象となります。 なお、災害協定の協定締結年度は問いません。
3	災害活動とは何ですか。	市からの指示により緊急的に実施した活動をいいます。道路等の仮復旧、倒木撤去などが挙げられます。 ただし、年間維持管理業務委託の中で対応した活動や、災害の本復旧工事は対象としませんのでご注意ください。
4	活動実績を証明する書類は何ですか。	協定書の写し、及び災害時における福島市からの出動要請による委託等に係る契約書等又は内容を証明するものの写しを提出してください。 なお、請書による提出の場合、請求書及び請求金額の支払いが確認できる通帳の写し(該当箇所のみ)を提出してください。

8 過去3年間の除雪契約の有無

No	質問	回答
1	3年間とは、いつからいつまでですか。	対象期間は公告に記載のとおりです。 公告日が属する年度の直前3年間が対象のため、例えば、令和5年5月1日公告の案件については、令和2年4月1日から令和5年3月31日までが対象期間となります。

2	除雪契約はないが、市からスポット依頼を受けて除雪活動を行った場合、評価の対象となりますか。	対象となりません。 除雪契約があり、道路除雪計画に基づいた体制を整えている業者を評価の対象としています。
---	---	---

9 当該工事の市内業者の下請状況

No	質問	回答
1	下請金額に占める市内業者の施工金額の割合の計算はどのように行いますか。	以下により算出してください。 下請金額に占める市内業者の施工金額の割合 = 市内業者の直営施工金額の合計／下請金額(= 一次下請業者の契約金額の合計)×100 ※別紙参照
2	市内業者とは何ですか。	福島市に本店を有する業者のことです。
3	どこまでの下請業者が対象となりますか。	三次下請の業者までを対象とします。 ※別紙参照
4	下請業者等が変更になった場合はどうすればよいですか。	実際の施工にあたっては、原則、当該評価項目において算出した割合について履行義務を負うものとします。 下請業者等が変更になった場合であっても、申請書に記載した下請率を下回らないようにしてください。
5	実際の履行状況が、申請書に記載した下請率を下回る場合はどうなりますか。	工事成績評点の減点、競争入札参加停止の措置を行う場合があります。

10 過去3年間の市内における清掃活動等のボランティア活動実績の有無

No	質問	回答
1	3年間とは、いつからいつまでですか。	対象期間は公告に記載のとおりです。 公告日が属する年度の直前3年間が対象のため、例えば、令和5年5月1日公告の案件については、令和2年4月1日から令和5年3月31日までが対象期間となります。
2	活動実績は3年間の累積回数でよいですか。	対象期間は3年間ですが、活動実績は単年度で判断します。 (例)令和2年:1回実施 令和3年:1回実施 令和4年:2回実施 ⇒年2回以下という扱いになります。
3	社員の参加が3割以上とは、どのように考えればよいですか。	評価対象年度における全社員数に対する、ボランティア活動参加人数の割合が、3割以上のものが対象となります。 なお、全社員数は、ボランティア活動実施当日の社員数で判断します。
4	ボランティア活動はどのようなものが認められますか。	会社として行ったボランティアであり、その実績が証明できるものであれば認められます。地域美化活動(道路、公園、河川等の清掃活動や、除草作業等)以外では、交通安全活動への参加なども認められます。 町内会清掃活動等の社員個人の参加は対象ではありません。
5	活動実績を証明する書類は何ですか。	清掃活動等のボランティア活動計画書・実績書(会社で作成したもの)、又はボランティア活動の掲載された新聞記事の写し、ボランティア活動の写真等です。 参加人数や活動実施日が確認できるものを提出してください。

11 申請日時時点で建設キャリアアップシステム(CCUS)の導入の有無

No	質問	回答
1	いつの時点で登録完了していればよいですか。	入札参加申請日時時点で登録完了していれば対象となります。
2	提出書類は何ですか。	登録が完了した際に送付される受付書の写しや、メール本文の写し等を提出してください。事業者名、事業者 ID、登録年月日を確認します。

12 福島県次世代育成支援企業認証制度による認証の有無

No	質問	回答
1	いつの時点で認定を取得していればよいですか。	入札参加申請日時時点で認定を取得していれば対象となります。
2	提出書類は何ですか。	福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」又は「仕事と生活の調和」の認証取得を証明する書類の写しを提出してください。

13 「福島市働く女性応援企業認証」取得の有無

No	質問	回答
1	いつの時点で認定を取得していればよいですか。	入札参加申請日時時点で認定を取得していれば対象となります。
2	提出書類は何ですか。	福島市働く女性応援企業認証事業による認証取得を証明する書類の写しを提出してください。

14 「福島市障がい者雇用推進企業認証」取得の有無

No	質問	回答
1	いつの時点で認定を取得していればよいですか。	入札参加申請日時点で認定を取得していれば対象となります。
2	提出書類は何ですか。	福島市障がい者雇用推進企業認証事業による認証取得を証明する書類の写しを提出してください。

15 「福島市消防団協力事業所」認定の有無

No	質問	回答
1	いつの時点で認定を取得していればよいですか。	入札参加申請日時点で認定を取得していれば対象となります。
2	提出書類は何ですか。	福島市消防団協力事業所の認定取得を証明する書類の写しを提出してください。

16 過去3年間において新卒者、離職者の雇用実績の有無

No	質問	回答
1	3年間とは、いつからいつまでですか。	対象期間は公告に記載のとおりです。 公告日が属する年度の直前3年間を対象のため、例えば、令和5年5月1日公告の案件については、令和2年4月1日から令和5年3月31日までが対象期間となります。
2	雇用状況は、非常勤でも対象となりますか。	常勤の正規雇用職員のみ対象とします。 技術職・事務職は問いません。
3	新卒者の雇用とは、どのように考えればよいですか。	高等学校、大学、専門学校を卒業した者を、卒業日から3年以内に正規雇用職員として雇用した場合、雇用日が対象期間内であれば対象とします。

4	離職者の雇用とは、どのように考えればよいですか。	離職し、新たに就労を希望する者を、正規雇用職員として雇用した場合、雇用日が対象期間内であれば対象とします。
5	内容を証明する書類は何ですか。	新卒者であることが分かるもの(卒業証書等)、離職者であることが分かるもの(解雇通知書、雇用保険被保険者離職票等)、及び雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写しを提出してください。

17 申請日時点で3か月以上継続して雇用している女性建設労働者の有無

No	質問	回答
1	雇用状況は、非常勤でも対象となりますか。	対象となりません。 入札参加申請日時点で正規雇用職員として3か月以上継続的に雇用し、申請日現在も雇用している場合が対象となります。
2	女性建設労働者とは何ですか。	ハローワークで実施しているトライアル雇用助成金(女性建設労働者トライアルコース)の対象となる者のことです。 なお、助成金支給実績の有無は問いません。
3	内容を証明する書類は何ですか。	雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写しを提出してください。

18 前年度における女性技術者の配置の有無

No	質問	回答
1	前年度とは、いつですか。	対象年度は公告に記載のとおりです。 公告日が属する年度の前年度が対象のため、例えば、令和5年5月1日公告の案件については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までが対象期間となります。

2	いつの時点が該当していればよいですか。	竣工した工事を対象としており、完成検査日(コリンズでは実績内容確認年月日と記載)で判断しています。
3	年度をまたぐ工事はどのように扱われますか。	発注年度に関わらず、工事完成検査後に、完成が認められた日の属する年度に計上します。
4	対象となる工事種別はありますか。	工事種別を問わず、女性技術者の配置を評価しています。
5	工期途中からの配置でも対象となりますでしょうか。	対象となります。
6	配置予定技術者が同種工事・類似工事を施工していたことを証明する資料は何ですか。	コリンズの写し、又は契約書の写し及び工事履行証明書等を提出してください。 「主任技術者」、「監理技術者」など記載が確認できるものであることとします。 また、雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写しを併せて提出してください。